

# 三重県パートナーシップ宣誓制度実施要綱

令和3年3月

三重県



## 三重県パートナーシップ宣誓制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（令和3年三重県条例第2号）の趣旨に基づき、性的指向及び性自認にかかわらず、地域に根ざし、人生を共にしたい人と安心して暮らすことができる環境づくりとして、パートナーシップにある旨の宣誓の証明に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した二者間の関係であって、その一方又は双方が、「性的指向（自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向）が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認（自己の性別についての認識）が出生時の性と異なる者」であるものをいう。
- (2) 宣誓 知事に対し、パートナーシップの関係にある二者が、パートナーシップの関係である旨を誓うことをいう。

### (宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) パートナーシップの関係にあること。
- (2) 双方がともに民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (3) いずれか一方が県内に住所を有しているか、又は県内への転入を予定していること。
- (4) 双方に配偶者がおらず、かつ、相手方以外の者とパートナーシップの関係にある者がいないこと。
- (5) 双方が近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族。民法第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができないとされている者同士。以下同じ。）でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。

### (宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、県職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）を自ら記入し、次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出して行うものとする。ただし、自ら記入することができないときは、宣誓をしようとする者及び県職員の立会いの下で、代筆させることができるものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は同法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写し
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類

2 宣誓をしようとする者には、宣誓書を提出するときに、それぞれ本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) その他官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であつて、本人の顔写真が貼付されたもの。
- (5) その他前各号に準ずるものとして知事が相当と認める書類

(パートナーシップ宣誓書受領証の交付)

第5条 知事は、第4条の規定により宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が、第3条に定める要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「宣誓書受領証」という。）を、宣誓書の写しを添付のうえ、宣誓者の双方に交付するものとする。ただし、第3条第3号において県内への転入を予定している場合には、転入予定者受付票（様式第3号。以下「受付票」という。）を交付し、前条の提出があつたときに、宣誓書の写しを添付のうえ、宣誓書受領証を交付するものとする。

(パートナーシップ公正証書等受領証の申請及び交付)

第6条 宣誓をしようとする者又は宣誓者は、別表の項目を記載した公正証書又は宣誓認証若しくは私文書認証を得た書面（以下「公正証書等」という。）を添付のうえ、パートナーシップ公正証書等受領証交付申請書（様式第4号）に必要事項を記入の上、知事に対し、パートナーシップ公正証書等受領証（様式第5号。以下「公正証書等受領証」という。）の交付を申請することができる。

- 2 知事は、前項の申請があつた場合に、内容を確認し、宣誓者の双方に公正証書等受領証を交付する。ただし、第3条第3号において県内への転入を予定している場合には、第4条の提出があつたとき、交付するものとする。
- 3 前2項の規定は、前項の規定により公正証書等受領証の交付を受けた宣誓者が、当該交付を受けた公正証書等受領証に係る書面の内容の変更に伴い、変更後の書面について公正証書等受領証の交付を受けようとする場合に準用する。
- 4 前項の規定により準用する第2項の規定による公正証書等受領証の交付の申請をした宣誓者は、当該公正証書等受領証の交付を受ける際に、既に双方に交付した公正証書等受領証を知事に返還しなければならない。

(通称名の使用)

第7条 宣誓をしようとする者又は宣誓者は、宣誓書、宣誓書受領証及び公正証書等受領証に表示する氏名について、性別違和など知事が特に理由があると認める場合には、戸籍上の氏名に代えて、社会生活上日常的に使用している氏名（以下「通称名」という。）を使用することができるものとする。ただし、宣誓書、宣誓書受領証及び公正証書等受領証の裏面部分はこの限りでない。

- 2 前項の規定による使用にあたっては、宣誓の際に、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかとなる資料を提出するものとする。

(宣誓書受領証等の再交付)

第8条 宣誓書受領証及び公正証書等受領証の交付を受けた者が、紛失、毀損、汚損等の事情により再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第6号。以下「再交付申請書」という。)を知事に提出しなければならない。毀損又は汚損により再交付を受けるときは、既に交付した当該宣誓書受領証又は当該公正証書等受領証を添付しなければならない。紛失により再交付を受けるときは、宣誓書の写し、相手方の宣誓書受領証の写し若しくは公正証書等受領証の写し、又は第4条第1項に掲げる書類のいずれかを添付しなければならない。

- 2 前項の規定による再交付申請書の提出にあたっては、第4条第2項に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。
- 3 知事は第1項の規定による提出があったときは、その内容を確認し、宣誓書受領証又は公正証書等受領証を再交付するものとする。
- 4 第1項の規定により紛失のために再交付を受けた者は、紛失した宣誓書受領証又は公正証書等受領証を発見したときは、速やかに発見した受領証を知事に返還しなければならない。

(宣誓事項の変更)

第9条 宣誓書受領証及び公正証書等受領証の交付を受けた者が、住所、氏名その他宣誓した書類の記載事項に変更があった場合(次条の規定により返還する場合を除く。)は、パートナーシップ宣誓事項変更届(様式第7号。以下「変更届」という。)に変更内容が確認できる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 2 前項に規定による提出にあたっては、第4条第2項に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。
- 3 知事は第1項の規定による提出があったときは、その内容を確認し、変更後の内容を記載した宣誓書受領証又は公正証書等受領証を交付するものとする。この場合において、変更前の宣誓書受領証又は公正証書等受領証は回収するものとする。

(宣誓書受領証等の返還)

第10条 宣誓書受領証及び公正証書等受領証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第8号。以下「返還届」という。)に宣誓書受領証又は公正証書等受領証を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 双方が県外へ転出したとき。
- (3) 一方が死亡したとき。
- (4) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。
- (5) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

- 2 宣誓者は、前項の規定による提出にあたっては、第4条第2項に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。
- 3 知事は第1項の規定に定める状態に該当すると認めるときは、宣誓書受領証又は公正証書等受領証が返還されたものとみなすことができる。
- 4 知事は第1項の規定により宣誓書受領証又は公正証書等受領証が返還されたとき、又は前項の規定により返還されたとみなしたときは、宣誓書受領証又は公正証書等受領証の交付番号を公表することができる。

(無効となる宣誓)

第11条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。ただし、第2号に該当する場合は、当該各号の規定に反する事由が生じたときから将来に向かってのみ無効とする。

- (1) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
- (2) 第3条の各号の規定により、宣誓することができない事由が発生したとき。

(事前調整)

第12条 宣誓をしようとする者は、あらかじめ宣誓をする日時等について県と調整するものとする。

(宣誓書の保存)

第13条 知事は、宣誓書を30年間保存するものとする。

(個人情報の適正な取扱い)

第14条 県職員は、この要綱に基づく事務を行うに際して収集した個人情報を、三重県個人情報保護条例(平成14年三重県条例第1号)等に基づいて、適正に管理及び保管するものとする。

(県施策の推進にあたっての配慮等)

第15条 県は、施策の推進にあたっては、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップの関係にある者に十分に配慮するとともに、制度の普及に向けて、市町、事業者及び団体との連携協力を努めるものとする。

- 2 県は、パートナーシップの関係にある者等が、安心して暮らせるよう生活支援のための情報発信に努めるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、県環境生活部長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

別表（第6条関係）

公正証書等の記載項目	必須項目
① 相互の関係の確認及び誓約	※
② 婚姻等の禁止	※
③ 同居、協力及び扶助の義務	※
④ 共同生活費用の分担	
⑤ 日常家事債務に関する責任	※
⑥ 療養看護に関する委任等	※
⑦ 当事者間における財産の帰属	※
⑧ 判断能力低下時の療養看護	※
⑨ 養子縁組	
⑩ 子の教育監護	
⑪ 死後事務の委任等	※
⑫ 死亡による契約の終了	※
⑬ 合意による契約解除	※
⑭ 合意によらない契約解除	※
⑮ 解除の効力	
⑯ 未成年の子がいる場合の監護に関する事項の定め等	
⑰ 契約解消時の財産分与	※
⑱ 解釈の指針及び協議事項	
⑲ その他必要な事項	

※必須項目の記載内容については、別に示す標準様式に則ること。

#### 様式

パートナーシップ宣誓書（様式第1号）

パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）

転入予定者受付票（様式第3号）

パートナーシップ公正証書等受領証交付申請書（様式第4号）

パートナーシップ公正証書等受領証（様式第5号）

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第6号）

パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第7号）

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第8号）

(表面)

### パートナーシップ宣誓書

(あて先) 三重県知事

私たちは、三重県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓します。

宣誓日 年 月 日

宣誓者

宣誓者

ふりがな		
氏名又は 通称名		
住所		

代筆者

ふりがな	
氏名	
住所	

宣誓者の欄は自署してください。やむをえない場合は代書が可能ですが、下段に代書者の氏名をご記入ください。

なお、この宣誓は、婚姻とは異なり法律上の効果が生じるものではありません。

以下は、県関係での記入欄です。

交付 番号	年 月 日
----------	-------



パートナーシップの宣誓にあたっての確認

私たちは「三重県パートナーシップ宣誓制度実施要綱」に基づく「パートナーシップの宣誓」をするにあたって、次の表の確認事項欄記載の内容が事実と相違ないこと及び同要綱の規定を遵守することを確認します。また、現況確認のため、住民票、戸籍に記載されている事項について、本制度の所管部署が確認することに同意します。

記入日 年 月 日

ふりがな氏名

ふりがな氏名

通称名

通称名

電話番号

電話番号


Table with 3 columns: 要綱の規定, 確認事項, 回答. Rows include relationship, age, residence, single status, kinship, and change/return requirements.

以下は、県関係での記入欄です。

Table with 3 columns: 氏名, 個人番号カード・旅券・運転免許証・その他, 備考. Two rows for data entry.



## パートナーシップ宣誓書受領証

(表面)

 <b>三重県パートナーシップ宣誓書受領証</b>	
三重県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。	
年 月 日	交付番号 _____
【本人】 _____ 様	【パートナー】 _____ 様
三重県知事	

(裏面)

このカードはお二人が人生のパートナーとして相互に協力し合う関係であると宣誓されたことを三重県として証するものです。カードの掲示を受けた方は、上記の趣旨を御理解くださいますようお願いいたします。なお、法的な効力を有するものではありません。個人情報（性的指向、性自認、本制度を利用していること等）については、本人の同意なく口外しないでください。要綱に基づき変更・返還手続きを必ずしてください。問い合わせ先：三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課 059-224-3070(代表)

 _____ )	 _____ )
※ ( _____ )	※ ( _____ )

※通称を使用している場合、戸籍上の氏名

【特記事項】

【緊急連絡先】(この欄の記入は自由です。)

私本人が、急病や怪我等で万が一の場合、パートナーへ連絡してください。

パートナー	本人
連絡先	自筆署名

### 備考

- 1 寸法は、縦 54 ミリメートル、横 86 ミリメートルとする。
- 2 特記事項欄には、再交付をした場合の交付年月日を記載する。

### 転入予定者受付票

以下のとおり、三重県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、パートナーシップ宣誓書を受け付けました。

受付年月日	年 月 日
受付番号	
提出者氏名	氏名 (通称名)  氏名 (通称名)
連絡先	
備考	

本票に三重県内へ転入したことを証明する住民票の写しを添えて、下記期限までに提出してください。提出いただく日時について、あらかじめご連絡ください。※期限は、状況に応じて延長が認められることがあります。

提出期限： 年 月 日

お問い合わせ  
三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課  
男女共同参画班  
電話番号：059-224-2225

## ■この受付票を提示された皆さまへ

三重県は「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」の推進など、県民一人ひとりが尊重され、多様性を認め合う地域社会を目指しています。

三重県では、パートナーシップ宣誓制度を実施しています。この制度は、婚姻とは異なり、法律上の効果は生じませんが、お二人が人生のパートナーとして日常生活において協力し合うことを宣誓されたことを証することにより、県民として安心して暮らせるよう、お互いに支えあい歩まれることを期待するものです。

この受付票は、制度利用者が三重県外に居住していて、三重県内に転入しようとするときに発行しているものです。制度利用者が三重県内の不動産物件を契約しようとするときなどに、両者の関係性を説明し、理解を得ていくためのものとして、事業者のみなさまへ提示することがあります。事業者の皆様には、この三重県パートナーシップ宣誓制度の趣旨を十分ご理解いただきますようお願いいたします。また、三重県パートナーシップ宣誓制度を利用される方の個人情報(性的指向、性自認、本制度を利用していること等)については、本人の同意なく口外しないでください。

## パートナーシップ公正証書等受領証交付申請書

(あて先) 三重県知事

三重県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第6条の規定に基づき、パートナーシップ公正証書等受領証の交付を申請します。なお、私たちは、同要綱第3条各号に規定する全ての要件を満たしていることを裏面のとおりに確認しています。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

申請者

申請者

ふりがな		
氏名又は通称名		
住所		

代筆者

ふりがな	
氏名	
住所	

自署してください。やむをえない場合は代書が可能です。下段に代書者の氏名をご記入ください。

※必須項目の確認のため☑チェックしてください。

公正証書等の記載項目	必須項目	確認欄
① 相互の関係の確認及び誓約	※	<input type="checkbox"/>
② 婚姻等の禁止	※	<input type="checkbox"/>
③ 同居、協力及び扶助の義務	※	<input type="checkbox"/>
④ 共同生活費用の分担		<input type="checkbox"/>
⑤ 日常家事債務に関する責任	※	<input type="checkbox"/>
⑥ 療養看護に関する委任等	※	<input type="checkbox"/>
⑦ 当事者間における財産の帰属	※	<input type="checkbox"/>
⑧ 判断能力低下時の療養看護	※	<input type="checkbox"/>
⑨ 養子縁組		<input type="checkbox"/>
⑩ 子の教育監護		<input type="checkbox"/>
⑪ 死後事務の委任等	※	<input type="checkbox"/>
⑫ 死亡による契約の終了	※	<input type="checkbox"/>
⑬ 合意による契約解除	※	<input type="checkbox"/>
⑭ 合意によらない契約解除	※	<input type="checkbox"/>
⑮ 解除の効力		<input type="checkbox"/>
⑯ 未成年の子がいる場合の監護に関する事項の定め等		<input type="checkbox"/>
⑰ 契約解消時の財産分与	※	<input type="checkbox"/>
⑱ 解釈の指針及び協議事項		<input type="checkbox"/>
⑲ その他必要な事項		<input type="checkbox"/>

交付の申請にあたっての確認

私たちは、三重県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第6条の規定に基づき、パートナーシップ公正証書等受領証の交付を申請します。なお、私たちは、同要綱第3条各号に規定する全ての要件を満たし、次の表の確認事項欄記載の内容が事実と相違ないことを確認します。

記入日 年 月 日

ふりがな 氏名
通称名
電話番号

ふりがな 氏名
通称名
電話番号

Table with 4 columns: 要綱の規定, 確認事項, 項目, 回答. Rows include 宣誓書受領証の交付確認, (関係性) 第3条第1号, (年齢要件) 第3条第2号, (居住要件) 第3条第3号, (独身要件) 第3条第4号, (近親者でない) 第3条第5号, (変更・返還) 第9条 第10条.

以下は、県関係での記入欄です。

Table with 2 columns: 交付番号, 年月日



## 三重県パートナーシップ公正証書等受領証

お二人が人生のパートナーとして相互に協力し合う関係であることに合意した公正証書等について、三重県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき提出され、以下のとおり受領したことを証します。

【本人】

【パートナー】

様

様

公正証書等の記載項目	明記あり	明記なし
① 相互の関係の確認及び誓約	<input checked="" type="checkbox"/>	—
② 婚姻等の禁止	<input checked="" type="checkbox"/>	—
③ 同居、協力及び扶助の義務	<input checked="" type="checkbox"/>	—
④ 共同生活費用の分担	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 日常家事債務に関する責任	<input checked="" type="checkbox"/>	—
⑥ 療養看護に関する委任等	<input checked="" type="checkbox"/>	—
⑦ 当事者間における財産の帰属	<input checked="" type="checkbox"/>	—
⑧ 判断能力低下時の療養看護	<input checked="" type="checkbox"/>	—
⑨ 養子縁組	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑩ 子の教育監護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑪ 死後事務の委任等	<input checked="" type="checkbox"/>	—
⑫ 死亡による契約の終了	<input checked="" type="checkbox"/>	—
⑬ 合意による契約解除	<input checked="" type="checkbox"/>	—
⑭ 合意によらない契約解除	<input checked="" type="checkbox"/>	—
⑮ 解除の効力	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑯ 未成年の子がいる場合の監護に関する事項の定め等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑰ 契約解消時の財産分与	<input checked="" type="checkbox"/>	—
⑱ 解釈の指針及び協議事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑲ その他必要な事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

年 月 日

三重県知事

(交付番号 )

この公正証書等受領証は、お二人が人生のパートナーとして相互に協力し合う関係であることに合意した公正証書等について、三重県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき提出され、受領したことを証するものです。受領証の掲示を受けた方は、上記の趣旨を御理解くださいますようお願いいたします。なお、受領証は、法的な効力を有するものではありません。個人情報（性的指向、性自認、本制度を利用していること等）については、本人の同意なく口外しないでください。

なお、要綱に基づき変更・返還手続きを必ずしてください。

問い合わせ先：三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課 059-224-3070(代表)

※通称名を使用している場合、戸籍上の氏名

	本人	パートナー
ふりがな		
氏名		

宣誓書受領証当初交付日	年	月	日
宣誓書受領証交付番号			
公正証書等受領証交付履歴 (※直近3件)	年	月	日
	年	月	日
	年	月	日



### パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

(あて先) 三重県知事

三重県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第8条の規定により、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号)又はパートナーシップ公正証書等受領証(様式第5号)の再交付を受けたいので、申請します。

記入日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

申請者		申請者
ふりがな		
氏名又は通称名		
住所		

代筆者

ふりがな	
氏名	
住所	

自署してください。やむをえない場合は代書が可能ですが、下段に代書者の氏名をご記入ください。

再交付を希望する受領証の種類 (いずれかにチェックをつけてください。)

<input type="checkbox"/> 宣誓書受領証 (様式第2号)
<input type="checkbox"/> 公正証書等受領証 (様式第5号)

再交付を希望する理由 (いずれかにチェックをつけてください。)

<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 毀損 <input type="checkbox"/> 汚損
<input type="checkbox"/> その他
( _____ )

以下は、県関係での記入欄です。

再交付	年 月 日
番号	

### <県関係での記入欄>

毀損又は汚損の場合（いずれか確認）

- 既に交付した当該宣誓書受領証の添付
- 既に交付した当該公正証書等受領証の添付

紛失の場合（いずれか確認）

- 宣誓書の写しの添付
- 相手方の宣誓書受領証の写しの添付
- 相手方の公正証書等受領証の写しの添付
- 第4条第1項に掲げる書類の添付

本人確認

氏名（                    ）	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（                    ）	連絡先
氏名（                    ）	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（                    ）	連絡先

パートナーシップ宣誓事項変更届

(あて先) 三重県知事

三重県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第9条の規定により、以下のとおり変更があったので届け出ます。

記入日 年 月 日

宣誓者

宣誓者

ふりがな		
氏名又は 通称名	(変更前)	(変更前)
	(変更後)	(変更後)
住 所	(変更前)	(変更前)
	(変更後)	(変更後)
変更理由	※該当する理由の☑チェックしてください。 <input type="checkbox"/> 改姓・改名 <input type="checkbox"/> 転居・転入・転出 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
宣誓書受領 証の番号		

代 筆 者

ふりがな	
氏名	
住所	

宣誓者の欄は自署してください。やむをえない場合は代書が可能ですが、下段に代書者の氏名をご記入ください。

以下は、県関係での記入欄です。

交 付	年 月 日
番 号	

氏名 ( )	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ( )	備考
氏名 ( )	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ( )	備考

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

(あて先) 三重県知事

三重県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第10条の規定により、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号)及びパートナーシップ公正証書等受領証(様式第5号)を返還します。

記入日 年 月 日

宣誓者

宣誓者

ふりがな		
氏名又は通称名		
住所		
返還理由	※該当する理由の☑チェックしてください。 <input type="checkbox"/> パートナーシップ関係の解消 <input type="checkbox"/> 県外への転出 <input type="checkbox"/> 一方が死亡 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
宣誓書受領証の番号		

代筆者

ふりがな	
氏名	
住所	

宣誓者の欄は自署してください。やむをえない場合は代書が可能ですが、下段に代筆者の氏名をご記入ください。

以下は、県関係での記入欄です。

交付番号	年 月 日
------	-------

氏名 ( )	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ( )	備考
氏名 ( )	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ( )	備考